

令和4年度長崎県特産品新作展 出品商品募集について

1 目的

創意と工夫にあふれた新しい特産品を一堂に集め、県民に紹介するとともに、優れたものについて顕彰を行うことにより、県内事業者の新商品の開発意欲を促進し、もってふるさと産業の振興を図る。

2 名称

令和4年度長崎県特産品新作展

3 主催

長崎県

4 募集区分

- (1) 農産加工品・酒・飲料部門
- (2) 水産加工品部門
- (3) 菓子・スイーツ部門
- (4) 工芸・日用品・その他部門

※「観光客向け商品」や「手土産」という観点で、「長崎土産」としてふさわしい優れた2商品を選定し「ながさき手みやげ大賞」を授与する。条件は下記5(2)を参照。

5 募集商品の範囲

応募できる商品は、次の各要件をすべて満たすものに限る。ただし、主催者が当新作展にふさわしくないと判断した場合は、それに関わらず応募を断る場合がある。

- (1) 長崎県産の原材料を使用した商品または長崎県内において製造された商品であること。

①農産加工品・酒・飲料部門

農林畜産物を原材料とした加工食品、酒類、飲料（即席飲料類含む）

②水産加工品部門

水産物を原材料とした加工食品

③菓子・スイーツ部門

菓子類全般（冷菓・氷菓含む）

④工芸・日用品・その他部門

反復生産されている工芸品、民芸品、日用品等

(2) 【5(1)①～④について】

- ・令和3年12月1日以降に市販化され、現在（応募締切時）も販売されている新商品であること（惣菜等直売品（商品パッケージがないもの）は除く）。
- ・パッケージや内容量の変更のみの改良商品は除く。

【ながさき手みやげ大賞について】

- ・令和3年12月1日以降に市販化され、現在（応募締切時）も販売されている新商品であること、もしくはパッケージや内容量を変更した改良商品であること（惣菜等直売品（商品パッケージがないもの）は除く）。
 - ・「観光客向け商品」や「手土産」という観点で長崎を代表する手土産としてふさわしい商品であること（募集区分参考：図1）。
- (3) 法令（食品表示法、景品表示法等）に違反していない商品であること。
 - (4) 販売催事において販売できる十分な生産量と保存期限が確保できる商品であること。
 - (5) 応募商品は、受賞した際の県によるPR・売り出しを想定し特定の販売先や卸先に限定しないこと。
 - (6) 応募者は商品の販売権利を持つ者で、長崎県内に活動拠点を置く者であること。

6 その他注意事項

- (1) 入賞商品であっても食品表示及び商標権等の知的財産権に関する問題等が生じた場合は、入賞を取り消す場合がある。
- (2) 平成27年4月に施行された食品表示法に基づき、適切な食品表示を行うこと。ご不明な点は、食品表示相談窓口（別添2）へお問合せください。
- (3) 応募者が第三者の有する商標権等の知的財産権を利用する場合は、応募者の責任において必要な許可を得ること。
万一、第三者から権利侵害との提訴がなされた場合、主催者側に発生した損害を含め、応募者の負担と責任において対応いただきます。
※応募者の責任において事前に商標調査を行ったり、専門家に相談したりするなど、トラブルが発生しないよう必要な措置をお願いします。

7 応募申し込み

- (1) 受付期間

令和4年11月30日（水）17時まで

- (2) 申込方法

①WEB アンケート

以下(4)に記載のQRコードまたはURLより出品申込用のページを開き、WEBアンケートに必要事項を明記の上、応募すること。

※応募完了後に受付番号が発行されますので、番号を控えておいてください。

②商品写真を送付

- ・応募商品の写真（1枚）を電子メールで送付すること。
- ・電子メールの件名には、WEBアンケートの受付番号を記載すること。
※食品の場合は、食品表示ラベルの写真（1枚）を併せて添付してください。
- ・電子メール送付先：s380403@pref.nagasaki.lg.jp
※「1」は、「L」の小文字ですので、ご注意ください。
※申込完了後、アンケートシステムからのメール送信、申込内容の編集はできません。また、申込内容は後から確認ができませんので、確認画面にて

印刷、画面撮影等を申込者において行ってください。

(3) 申込先

長崎県物産ブランド推進課

(4) 応募受付 URL

右記 QR コードまたは以下の URL より応募

<http://eap.pref.nagasaki.lg.jp/kv2/?42000s00004988ukD>



▲出品申込用 QR コード

(5) 応募単位について

- ①複数の商品の応募も可能です。ただし、1商品ごとに1件、WEB アンケートから申し込みをしてください。
- ②異なる商品との詰め合わせ等セット商品がある場合は、単品での出品なのか、セット商品での出品なのか、分かるように記載し、商品ごとに申し込みをしてください。
- ③内容物、パッケージが同じで、重量、サイズ、個数が異なる複数の商品については1件のシリーズとして申し込みをしてください。

(6) 出品料

無料。ただし、出品にかかる経費（審査会用の試食品を含む）は応募者の負担とする。

8 審査会（書面審査、試食・現物審査）について

(1) 審査会を開催し次の賞を決定する（令和5年2月予定）。

- ◆県知事賞（各部門の最優秀賞の中から1点）
- ◆最優秀賞（各部門1点）
- ◆優秀賞（各部門1点）
- ◆ながさき手みやげ大賞（長崎を代表する手土産にふさわしい優れた商品2点）

(2) 応募商品は、全商品について「書面審査」を行い、その後、書面審査を通過した商品について、「試食・現物審査」（食品・酒・飲料は、試食・試飲を行う）を行うこととする。書面審査を通過した場合、展示用商品及び試食・試飲用商品の準備が必要となる（詳細は、書面審査通過後、試食・現物審査前にお知らせします）。

審査は、印象・外観、品質、市場性・ニーズ、長崎らしさ、土産品としての適性（賞味期限、持ち運びの利便性等）など商品全般にわたって行う。

(3) 別途、受賞者に対する表彰式を行う。（スケジュール参考：図2）

9 試食・現物審査への商品の搬入、搬出

商品の搬入、搬出等の詳細については、書面審査終了後、通過した応募者に通知する。

10 受賞のメリット

受賞者に対し、表彰を行う（表彰式は、令和5年3月中旬予定）。

受賞メリットは以下のとおり。

- (1) 長崎県物産振興協会が全国各地で実施する各物産展や、協会運営の物販サイト「e-nagasaki.com」等での積極的なPR・売り出しを行う。
- (2) (株) 浜屋百貨店で開催される「春の県産品まつり」において、受賞商品の展示を行う。
- (3) 長崎県アンテナショップ「日本橋長崎館」(東京) にて商品展示を行う。展示期間に同会場での物販PRの場を提供するとともに、県知事賞受賞事業者については東京までの旅費(1名分)を負担する。
- (4) 県庁1階ロビーでの展示のほか、1階イベントスペースでの物販PRの場を提供する。
- (5) 県の広報誌、ホームページ、facebook、マスコミ等を活用した積極的なPRを行い、商談会等への案内や、県が実施するプレゼント商品に優先的に選定する。
- (6) 県知事賞受賞事業者には、新たなパッケージの開発など販路開拓に繋がるような支援を検討しております。

【参考：図1】募集区分整理表

部門等	条件	表彰	
① 農産加工品・酒・飲料部門	【各部門】 ■R3.12.1以降市販化されたもの ■ <u>パッケージや内容量の変更のみの改良商品は「対象外」</u> 【ながさき手みやげ大賞】 ■R3.12.1以降市販化されたもの ■ <u>パッケージや内容量の変更のみの改良商品も「対象」</u>	【各部門賞】 最優秀賞1商品 優秀賞1商品	【県知事賞】 各部門の最優秀賞4商品の中から、最も優れた商品1商品 【ながさき手みやげ大賞】 長崎を代表する手みやげ品として最も優れた2商品
② 水産加工品部門		【各部門賞】 最優秀賞1商品 優秀賞1商品	
③ 菓子・スイーツ部門		【各部門賞】 最優秀賞1商品 優秀賞1商品	
④ 工芸・日用品・その他部門		【各部門賞】 最優秀賞1商品 優秀賞1商品	

※新商品であれば、上記①～④部門及び「ながさき手みやげ大賞」の対象となります。

【参考：図2】応募後のスケジュール

